

喀痰吸引等研修学則 (抜粋)

事業所名称	株式会社 E E 2 1
所在地	〒530-0051 大阪府大阪市北区太融寺町 5-15 梅田イーストビル 5 階

1 研修の内容

①開講の目的	改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)により、登録喀痰吸引等登録研修機関として、喀痰吸引等研修を実施することにより、地域で暮らす高齢者等に対し、喀痰吸引等業務を提供できる介護職員等を養成する。		
②研修の名称	未来ケアカレッジ 喀痰吸引等研修第1号研修 未来ケアカレッジ 喀痰吸引等研修第2号研修 未来ケアカレッジ 喀痰吸引等研修第1号研修 (医療的ケア修了者対象) 未来ケアカレッジ 喀痰吸引等研修第2号研修 (医療的ケア修了者対象)		
③研修の課程 ※実施予定の課程に○を記入すること。	○	第1号研修 (喀痰吸引及び経管栄養のすべて)	
	○	第2号研修 (口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養)	
	○	第1号研修 (医療的ケア修了者対象) (喀痰吸引及び経管栄養のすべて)	
	○	第2号研修 (医療的ケア修了者対象) (口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養)	
④実施開始	平成25年1月27日 ~		
⑤定員	18名 ※1回の研修における予定最大人数を記入すること。		
⑥受講料	金額	第1号研修	219,450円 (税込) なお、地域・時期等による受講料割引を行う場合は、ホームページまたは案内パンフレットにて告知する。
		第2号研修	
第1号研修 (医療的ケア修了者対象)			
第2号研修 (医療的ケア修了者対象)			
支払方法	一括払い：所定の銀行口座への振込み (送金手数料は自己負担) ※ホームページからのお申込みに限りクレジットカード決済、コンビニエンス決済も可能 分割払い：所定の信販会社と学費ローンを組む		

	解約条件・返金の有無	初回授業開始前までの解約は納入された受講料を全額返金するが、返金に係る振込手数料は自己負担とする。 初回授業開始後の受講生の自己都合による解約の場合は納入済みの受講料は原則として返還しない。
--	------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

2 受講資格・受講の手続き

① 受講資格	介護現場に1年以上従事された方を推奨する。 ただし、医療的ケア修了者対象コースのみ実務者研修 医療的ケアを修了された方。
② 申込方法	所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、当社あてに郵送・FAX のうえ申し込んでいただく。申し込みは先着順に受け付ける。 定員になったら受付終了。
③ 申込先	大阪府大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル5階 株式会社E E 2 1 未来ケアカレッジ
④ 受講決定	申し込み者へは受講決定通知書等を郵送し、一括払いの場合は、受講料を振込み期日(原則受付日から7~10日以内)までに当社振込口座へ入金していただく。入金をもって受講決定とする。 分割払いの場合は、別途学費ローン申込書を郵送し期日(原則受付日から7~10日以内)までに返却していただき、信販会社へ提出。信販会社の審査完了をもって受講決定とする。

3 受講上の注意事項

① 遅刻・早退・欠席の取扱い	遅 刻	開始時間から30分を超える遅刻をした場合は、その授業を欠席扱いとする。
	早 退	終了時間から30分を超える早退をした場合は、その授業を欠席扱いとする。
	欠 席	自己都合により授業を欠席した場合は、授業の振替はできない。
② 補講の実施	実施の有無	有 ・ 無
	可能な科目	筆記試験、演習科目評価
	補講の上限	再筆記試験：1回まで、再演習評価：1回まで、実地研修評価：実地研修先の指導看護師判断で合格できないと判定された時は受講中止とする
	補講の方法	筆記試験：再試験 演習科目評価：個別補講
	補講の費用	無料
注 意 事 項	授業を欠席した場合、認定評価の対象とならないのですべての授業を出席している必要がある。 筆記試験で不合格になった場合に再試験を受講することは可能。ただし再試験不合格の場合、再々試験は不可。受講中止となる。なお、筆記試験に合格してからでないと演習科目は受講できない。 演習科目の評価で不合格となった場合、個別補講を受け再度演習科目の評価を行う。再評価にて修了不可と判断された場合、受講中止とする。演習科目の評価に合格してからでないと実地研修は受講できない。	

	<p>修了評価の方法</p>	<p>①基本研修(講義)科目は、講義を全て受講後、「筆記試験事務規程」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号及び第二号研修の修得程度の審査方法について」に基づき、筆記試験を実施する。</p> <p>②基本研修(演習)科目は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号及び第二号研修の修得程度の審査方法について」及び「評価による技能習得の確認方法」に基づき、評価を実施する。</p> <p>③実地研修は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号及び第二号研修の修得程度の審査方法について」及び「評価による技能習得の確認方法」に基づき、評価を実施する。</p>
<p>③修了の取扱い</p>	<p>修了認定の方法</p>	<p>①基本研修(講義)科目は、筆記試験の総正解率が9割以上のものを合格と認定する。</p> <p>②基本研修(演習)科目は、「基本研修(演習)評価票」の全ての項目について、演習指導講師の評価結果が「基本研修(演習)評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと判断できれば合格と認定する。</p> <p>③実地研修は、受講生が習得すべき全ての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について評価結果が「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって、当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上でありかつ最終3回のケア実施において不成功が1回もない場合に実地研修の修了を認める</p> <p>①～③全て合格すれば研修修了証明書を交付する。</p> <p>※修了証明書等を亡失、又はき損し使用に耐えなくなった場合において、研修修了者より証明願があり、当該研修を修了し修了証明書等の交付を受けた事実が確認できる場合には、研修修了者本人に対して修了証明書の再発行を行う(有料:手数料2000円+郵送料)。なお、修了証明書のき損により証明を交付する際には、き損した修了証明書を回収の上で廃棄するものとする。</p>
<p>④受講の取消し</p>	<p>次に該当するものは、受講を取り消すことがあるものとする。</p> <p>(1) 無断で遅刻・早退・欠席をした場合。</p> <p>(2) 知識・技術が著しく不足しており、研修修了が困難と判断された場合。</p> <p>(3) 実地研修先より実地研修中止と判断された場合。</p>	

4 安全管理・秘密保持

<p>①安全管理のための体制</p>	<p>研修事業の実施に先駆けて、損害賠償保険制度(実地研修を保険対象に含むもの)に加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置として適切な対応を図る。</p> <p>実地研修の実施において、ヒヤリハット事例を蓄積し、研修委員会で、安全管理体制について協議する。また、基本研修(講義)時にも事例を紹介し、安全管理について注意を促し、介護職員等による喀痰吸引等の安全管理体制について促進する。</p>
<p>②業務に関して知り得た秘密の保持</p>	<p>①基本的事項</p> <p>当社は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。</p> <p>②目的外利用・提供の禁止</p> <p>当社は、都道府県に研修実施状況を報告する場合を除き、研修の実施に際して知り得た個人情報を研修目的以外のために利用し、又は第三者に提供しない。</p>

	<p>③複写、複製の禁止 当社は、受講生の承諾がある場合を除き、本受講生から研修のために渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製しない。</p> <p>④秘密の保持 研修にたずさわる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。業務を廃止した後においても、同様とする。</p>
<p>③帳簿及び書類の保存</p>	<p>①長期保存書類 喀痰吸引等登録研修機関の登録、更新、変更に係る申請書、届出書及び添付書類並びに修了者管理名簿は、長期保存とする。</p> <p>②5年保存書類 前号に掲げるほか、業務に係る関係書類は、5年間保存する。</p> <p>③廃棄等 関係書類の保存は、確実にかつ秘密が漏れることのない方法により行い、廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。</p> <p>④業務の廃止の場合 登録研修機関として廃止する場合は、修了者管理名簿を都道府県に引き継ぐものとする。</p>